介護給付費算定に係る体制等に関する届出(加算届)

(1)提出期限 · 提出先

◎体制等の届出については、加算等を算定する前月の15日までに提出すること。(16日以降に提出された場合は、翌々月から算定)

平成30年4月算定分締切日:平成30年4月16日(月) 17:00必着

- ◎加算廃止の場合は、直ちに提出すること。(加算は基準に該当しなくなったときから、算定不可)
- ◎体制等の届出先は、指定申請等の提出先と同じである。

(2)提出書類

◎加算等の届出に当たっては、下記の書類を提出すること。(サテライトがある事業所については、サテライトのものも要提出)

サービス	様式
共通	◎介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙2)
訪問リハビリテーション	◎介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1・1−2)
介護予防訪問リハビリテーション	〇介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(サテライト)

- ◎上記「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載の届出事項に応じて、下記の書類を添付して提出すること。(届出の項目に応じて複数部添付しなくともよい。)
- ◎上記「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載の届出事項に応じて、下記の書類を添付して提出すること。

【訪問リハビリテーション】

届出の項目		添付書類
特別地域加算	新設	不要(※県ホームページで対象地域に該当するか確認が必要)
中山間地等における小	新設	〇中山間地域等事業所 事業所規模算出表(参考様式)
規模事業所加算		※県ホームページで対象地域に該当するか確認が必要
リハビリテーションマネジメント加算	改定	一 ※Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ を選択(重複可)
社会参加支援加算		○訪問リハビリテーション事業所における社会参加支援加算に
		関する届出(別紙17)
サービス提供体制強化加算		〇サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-3)
		〇従業者常勤換算一覧表(勤続3年以上サービス提供職員一定割
		合以上雇用事業所)(参考様式)

【介護予防訪問リハビリテーション】

届出の項目		添付書類
特別地域加算	新設	不要(※県ホームページで対象地域に該当するか確認が必要)
中山間地等における小	新設	〇中山間地域等事業所 事業所規模算出表 (参考様式)
規模事業所加算		※県ホームページで対象地域に該当するか確認が必要
リハビリテーションマネジメント加算	新設	_
事業所評価加算	新設	〇 (別紙25) 平成30年度のみ
事業所評価加算〔申出〕	新設	(平成31年度以降)平成30年10月15日までに申出が必要
		※本加算は国保連における評価の申出であり、加算に該当した
		場合は、翌年度に算定
サービス提供体制強化加算		(訪問リハと同様)